

# 司法委員會會議錄 第五十九号

昭和二十二年十一月二十二日(土曜日)

午後二時四十二分開議

出席委員

委員長 松永 謙雄君

委員 石川金次郎君 田中 龍雄君 井伊 誠一君 打出 信行君 中村 文十君 山下 春江君 吉田 安君 北浦圭太郎君 佐藤 昌三君 山口 好一君 大島 多藏君 酒井 俊雄君

出席政府委員

司法事務官 奥野 健一君

本日の會議に付した事件

戸籍法を改正する法律案(内閣提出)

(第一〇〇號)

○松永委員長 會議を開きます。

戸籍法を改正する法律案を議題といたします。石川金次郎君。

○石川委員 戸籍法の單別を追いまして御質問したいと存じます。現行戸籍法第一章は「戸籍事務ノ管掌」といふことになつておりますが、本法におきましては、總則ということに改めておるのであります。しかし規定いたしました内容を見ても、現行戸籍法の規定するいわゆる戸籍法の事務に關する管掌を規定したものであるように見受けられるのであります。これを總則と名前を改めました理由を伺いたいのであります。何か學理的の理由に基くものであるか。あるいは實際的な必要に基いて改正したものであるかといふことをお伺いしておきたいと思

います。

○奥野政府委員 實は初めは舊來通り戸籍事務の管掌ということにしようかと思つておつたのであります。大體現在の戸籍事務をとる方のうちわのいろ／＼なやり方につきまして、むしろできるだけ施行細則、そういうことに落すことにいたしました。ただ事務の管掌に關する管轄のようなことを規定することになりますので、これはむしろ戸籍事務の管掌というよりは、總則ということにした方がよくなるかといふことで、その内部の事務の管掌に關することを非常に少くいたしましたので、これをあらためて總則ということにいたしましたわけ、別に學問的な意味でも何でもなく、むしろ事務の管掌の事柄については、この法律に基く施行細則その他のことで詳しく規定する意味で、事務の管掌といふことがあまり適切でないといふので、總則ということに改めたにすぎないわけでありませぬ。

○石川委員 現行戸籍法によりまして、戸籍吏なるものが存在いたしまして、戸籍事務を取扱うかのようにみえるのであります。本案におきましては、戸籍吏の規定が全然なくなつたやうであります。第二條で、市町村長は戸籍事件については職務を行ふことができないうことになつておりますが、これははなはだ不便を感じないかどうかをお聞きしたいのであります。

○奥野政府委員 現行法でも戸籍吏といふ言葉はむろんないので、市町村長が戸籍を取扱うことになつております。ただ實際の扱いとしては、市町村長みずからやるのではありませんが、責任者及び法律上は市町村長がすべて戸籍の事務を取扱うということ、現行法でもそういうことになつております。ほんとうの意味における戸籍吏という言葉は、民法その他で、本来もうなくなつておるわけでありませぬ。そういう意味で、市町村長といふものを表に出したのであります。

○石川委員 現行法第七條を見ても、第二條及び第四條ノ規定ハ戸籍事務ヲ管掌スル吏員ノ代理者ニ之ヲ準用ス。この吏員は現行法の市町村長を意味するものか、はわかりませんが、しかしそふだといいたしますと、代理者その者があるように思われます。新しい戸籍法にはこの規定がみえないのであります。これは必要とみなさないのですか。

○奥野政府委員 それは地方自治法百五十二條及び百五十五條あたりで代理のできるものがござつておりますので、當然必要になつたのであります。

○石川委員 代理者吏員があるといいたしましたならば、第二條の規定は、その代理すべき吏員には適用できないといふことになりませぬか。その必要がないかどうかお伺いしたい。

○奥野政府委員 代理としてやる場合において、當然二條ががぶつてまいるといふふうに考へております。

○石川委員 現行戸籍法によりまして、その點は七條で明かにしてあるか

にみえますが、本案におきましては、明かにしてあるところがみえないのであります。その必要はないのであります。

○奥野政府委員 それは地方自治で、すべて代理する場合に、差支えがなければ他の代理ができることになつておりますので、大體地方自治法でその點は代理の規定によつて解決できるんじゃないかと考へております。

○石川委員 市町村に戸籍事件の事務を行うところの代理を置きました場合でありまして、市町村長は第二條の適用を受けるかどうかをお伺いいたします。

○奥野政府委員 地方自治法百五十二條により代理の順序が定められております。それでそのものについて職務をとるに故障がある場合におきましては、その代理の順序に従ひまして代理のできることになつておりますから、これによつて大體職務をとることができないうときには、さらにその代理者の順序によつて職務を代行することになるわけでありませぬ。

○石川委員 その代理者によつて戸籍事件の職務を取扱うことになりました場合に、市町村長は、自己又はその配偶者、直系尊屬若しくは直系卑屬に關する戸籍事件については、その職務を行ふことができない。という規定が適用されるかどうかといふのであります。

○奥野政府委員 それは當然の場合には第二條が適用されるものであるといふふうに考へております。

○石川委員 そういたしますと、第二條は市町村長も適用せられ、戸籍事務を取扱うところの代理者があつた場合には、それも適用せられる、このように理解してよいでしょうか。

○奥野政府委員 その場合には市町村長の代理としてやつていられるのでありますから、やはり第二條が當然がぶつてくると考へております。

○石川委員 第二章についてお伺いたいのであります。戸籍簿は正本と副本と二通りあるようでありませぬか、この二通りを必要とする理由をまずお伺いしたいのであります。

○奥野政府委員 これは第八條の第二項によりまして、正本は市役所または町村役場に備へまして、副本はその監督を受けます司法事務局、従來は區裁判所でありませぬが、これに送付して、そこで保管する。一方が滅失いたしましたら、他方が残ることになつて、身分關係の登録の完畢を期するということになつていられるのであります。

○石川委員 さらに進んでお聞きしたいのであります。戸籍簿といふときは、この正本のつづつたもの、副本のつづつたもの、両方ともに戸籍簿といふのであります。両方とも戸籍簿といふのであります。

簿の正本、戸籍簿の副本というような名稱がありますが、お伺いいたしません。

○奥野政府委員 そういふふうには呼んでおられます。

○石川委員 今度は第三章でお伺いしたいのでありますが、第十三條中の第八號であります。その他命令で定める事項」といふのは、本法案におきまして「この十三條第八號の場合の」その他命令で定める事項」といふのは、いかなる事實を豫想せられましかをお伺いしたいのであります。

○奥野政府委員 それはたとえば子の認知があつた場合、認知の事柄でありますとか、相続人の廢除を受けます場合に、その廢除に關する事柄、あるいは親權の事柄、後見補佐、後見監督人の事柄、そういったものを記載いたす考案であります。

○石川委員 同章の二十九條についてお伺いいたしますが、二十九條によりますと、「届出人が、これに署名し、印をおさなければならぬ」と規定してあるのでありますが、いわゆるサインとでも申しましょうか、自分で署名したいという記號とでも申しましょうか、サインすることによつて、署名の次の印といふことを補うわけにはいかないでしょうか、お伺いします。

○奥野政府委員 サインでもつてこれにかえることを、取扱い上は許しておきます。

○石川委員 さらにその章の三十條についてお伺いしたいのであります。これを婚姻届出の七十四條と関連して考えてみたいと存じます。まず七十四條の婚姻の點からお尋ねしますと、届出

に記載すべき事項が、七十四條に定める事項と、それから届出の一般に規定してあられます事項と、そのほかに三十條の場合を考えてまいりますと、まず例を申し上げますが、子供のありました女が婚姻をいたしますときには、その女は夫の戸籍にはいるということになりましよう。子供だけがそこに残るのであります。はいつてまいりましたところの女は、筆頭に記載せられたる男と結婚せざる限り、新戸籍がやはり編製されるということになるかと思われます。そういったまじり、このときに書いてまいります届出事件に記載しなければならぬ事項は、三十條によりますと、まず自分はいつて行くべきところの戸籍の表示と、従前の戸籍の表示と、さらに新戸籍ができる上るのでありますから、その表示を三部ともしなければならぬということになるのであります。

○奥野政府委員 大體さうであります。婚姻の七十四條の方は非常に簡單であります。すべて通則の方の第三十條がかぶつてまいりますので、もし女の方が男の姓を名乗る婚姻をする場合は、女の方は従前の戸籍から除かれて新戸籍にはいるわけでありましか、第三十條に上りまして、それ、届出書に記載をいたさなければならぬと思ひます。ただ子供につきましても、これは民法の七百九十一條によりまして、自分の母親が今度變つた氏に變更の家事審判所の許可を得まして、初めてその母親の氏へはいるのでありますから、第一次的には、一應子供が残るといふことになります。あらかじめ家事審判所の許可ということも考えられます。そういうことになれば、同

時にはいることになりますが、そうでない限りは、さらに家事審判所の許可を得て、現在の連れ子のような必要のある場合は、民法七百九十一條において、さらに子供が親の籍にはいるということになるわけであります。

○石川委員 そこで戻つてお伺いするのであります。戸籍法第九條にまいりまして、「戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び本籍でこれを表示する」といふことになりますが、ただいま御説明くださいましたような場合等もあるのでありますから、筆頭に記載した者によつて戸籍を表示してまいりますことが、必ずしも妥當でない場合もあり得ると存じます。それ以外に、何か戸籍を表示する方法がなかつたのであります。

○奥野政府委員 實はこの點は少しく十分でないのであります。戸籍の表示方法としては、どこへ何番地というのと、何か人の名前を表示するよりほか現在のところはありませぬので、あるいは一々そういうものについて別な番號でもつけるということも考えられるのであります。それ、なにか困難でありまして、結局だれか一番初めの人の名前と、その何番地という本籍とで表示する以外にいい方法がありません。本籍で表わすことにして、しかもその者が死亡したり、あるいは他の戸籍に移つても、なおかつ移つた者の氏名と本籍で表わすというまことに變なことになるわけでありますが、それ以外に適當な方法がないのでやむを得ず九十九というものをつくつたわけであります。

○石川委員 よくわかりましたが、用語についてお伺いしたのであります。第二十五條に「届出人の所在地」といふ文字を使ひます。これは現行の戸籍法と同じであります。二十九條にまいりまして、第四號であります。か、「出生の年月日、所在」といふ文字が現われてゐる。「所在」といふのは「所在地」といふのは、觀念は同じものであるかと存じますが、同一觀念のものでありますならば、この言葉を違へましたことが、何か理由がありますかをお聴きしたいと思ひます。法文の上において同一の概念の場合において、同一の文字をもつて表現いたしましたことが當然だと思ひますが、あるいは所在と所在地とは別の觀念であるのか、それをお伺いしたい。

○奥野政府委員 大體法律で所在地といふ場合におきましては、最小の行政區畫を意味してござりまして、所在といふことになりますと、その具體的な番地を意味するといふふうな用例になつてゐるわけであります。

○石川委員 第四十三條に「届出期間」とあつて、事實の發生の日からこれを起算してゐる。ところで民法の百四十四條によると「初日ハ之ヲ算入セス」となつてござりましたが、届出の場合には、事實發生の日からやらなければならぬ事由が何かありますか。

○奥野政府委員 これは從來と同じよくな文句であつて、民法とは違ひまして、その翌日からではなく、その日も入れてその日から起算するといふ從來からの慣例解釋になつておるわけでありまして、あるいは解釋上すべてやはりこゝういふものについても一般法であ

る民法が適用があるといふふうな解釋いたしますならば、この場合でも民法と同じく、初日はこれを起算しない、翌日から起算するといふふうにも解釋できるのじやないかと考えますが、從來戸籍法においては、こゝういふ場合にその日も入れて計算をいたす解釋になつておられます。

○石川委員 第四十四條によると、市町村長は、届出を怠つた者があることを知つたときは、相當の期間を定め、届出義務者に對し、その期間内に届出をすべき旨を催告しなければならぬ。とあつて、市町村長の事實を知つたことによる届出義務者に對する催告義務を認めたのであります。届出を怠つた者があることを知つたという點をひとつ明らかにしていただきたいと思ふ。たとへば隣りに子供が生まれた、あるいは婚姻をした者があつたといふことを知つたような場合、それが戸籍擔當者といつたしまして、當然届出があつたか否かをつかを調べなければならぬわけであります。そういう場合をも届出を怠つた者があることを知つたといふことになりましかどうか。

○奥野政府委員 從來やはり六十四條がその規定であります。これは大體において職務上をいう事實を知つたといふふうな取扱ひ並びに解釋が一定しておるようでありまして、個人的に知つたといふものを含めていないことになります。

○石川委員 現行六十四條にこれに相當する規定があるが、そこで一體現行法第六十四條は發動したことがあつたかをお聴きしたい。

○奥野政府委員 相當發動されておるようであります。

○石川委員 そうですと、たとえれば職務上知らなければならなかつたというふうな場合であります、その事實をお知らせ願いたい。

○奥野政府委員 戸籍の届出等他の關係でそういうことがわかつてくる場合が相當あるのであります。

○石川委員 第四十四條は、文字の通り讀んでまいりますと、職務上知つたというふうな範圍に限らないように見られるのであります、第四十四條の文章をこのままにしておいても、何の誤りも將來起さないでありますよ。從來の六十四條との關係から、經驗から、このままにしておくに何ら變更する必要があるまいことになりましようか。

○奥野政府委員 從來特に職務上ということがあります、大體そういうふうな解釋されて實行されて、弊害がありません關係から、將來もこのままでも職務上たとえれば他の人の戸籍の届出等によつて、他の關係の戸籍の届出等があることがわかるような場合に、この規定によつて支障なくまいることと考へておきます。

○石川委員 第四十四條でもう一點お聞きしたいのであります、市町村長が事實のあつたことを個人的に知つたというふうな場合なら、あとの第四十四條の報告をなすべきでない、こういうことになりましようか。

○奥野政府委員 この文字の上からのみ言いますと、個人的に知つた場合も當然適用があるように見えますが、これはやはり市町村長として知つた場合を考へておるのであります、單に個人的な理由から市町村長としてではなく、個人として知つた

場合はこれに含まないというふうな考へますので、職務上それがわかつた場合でない限りは、これを報告する必要があるものであるというふうな考へておきます。

○石川委員 くだいようであります、もう一點明らかにしておきたいのであります。たとえば國勢調査等がありまして、まだ出生届をしなければならぬが現われた、事實婚をやつておる人が現われた場合、國勢調査にかりに市町村長がその責任者であつたといふことになると、どうなりますか。その場合は市町村長の職務の執行ではない、別の地位における職務の執行であるから知らなかつた、こういうことなるものでましようか。それをお伺いしたい。

○奥野政府委員 それはやはり市町村長が國勢調査に市町村長という關係から干渉するといふことになりましようか、國勢調査の結果出生届の届つておるとがわかれば、やはりこの適用があるかと考へます。ただ婚姻の點につきましては、これはたとえ事實婚があつても、婚姻届をしなければならぬ義務がありませんから、これを怠つた者があつたといふことには何もありませんから、その場合は報告をすることができませんが、死亡であるとか、あるいは出生の場合には、この規定の適用があると思ひます。

○石川委員 くだくなりまして相済みませんが、そういったと、國勢調査等によつて市町村長がその地位において死亡の事實、出生の事實がわかつたといふことは、ただちに報告しなければ

過料の關係であります。百二十二條に過料に處せられる規定がある

りまして、その五號に「その他戸籍事件について職務を怠つたとき」という規定が現われてまいります。この場合は、ただいまのような場合も、やはり過料にならなければならぬといふことになるのでましようか。

○奥野政府委員 やはりこれは職務上こういうことをしなければならぬ義務とされておりますので、正當の事由なく職務を怠つたならば、これに該當することになると考へます。

○石川委員 それではよくわかりましたから、五十條に進んでまいりたいと存じます。この五十條は非常にいい規定だと思ひますが、ここに常用平易な文字を名前に用ひなければならぬといふ規定がございます。そこで常用平易な文字は命令で定めるとなつておりますが、この命令は出ましたのでましようか。また出なければ、いつどういふ名前で命令が出てまいりましようか。

○奥野政府委員 これはまだ出ておりませんが、大體戸籍法施行規則の中に、この五十條第二項の常用平易な文字は左の文字とするといふふうなことで規定を置くことになつておりますが、現在はまだ出ておりません。

○石川委員 その施行規則が出てまいりますのは政令でありましようか。命令といふ語はこの法案中にもありますが、この命令は一體どこから出るという命令を豫想しておるかをお聞きしたいのであります。

○奥野政府委員 從來それは省令で出しておりました、結局五十條の第二項で命令でこれをきめることになつておりました、その命令は省令、政令、あるいは省令、どちらでもいいと考へ

ます。場合によりましては、最高法務廳というものができますれば、あるいは法務廳令というふうなものでもやることになるかと考へております。

○石川委員 小さいことではあります、第五條の手續料だけは、政令で定められることになつておるようでありまますが、これは政令で定めることが妥當でありましようか。法律によるべきものでましようか。あるいは政令で定めるといたしましても、全國平等にきまつていくものでましようかをお聞きしたい。

○奥野政府委員 これは從來勅令できまつておるわけでありまますが、今後は政令によりまして全國一律にきめることになつておりました、府縣で別々ではなく、一本の手續料の額になりま

○石川委員 五十二條についてお伺いします。これはきわめて簡單ですが、出生届の第一義務者を父とした、その次に母としたのであります、なぜ父を第一義務者としたのか、父と母と共同の連名の届をとらなかつた事由が何であつたか、また父でありましても母でありましても、戸籍の筆頭に記載された者によつてなるべきだといふことはお考へにならなかつたか、お聞きしたいのであります。つまりこの場合のみ父といたした理由をお聞きしたいのであります。

○奥野政府委員 これは届出の子については父に届出義務を課しまして、届出でない子だけについては、母が届出義務者といふことになつておりました。つまり子の出生前に離婚した場合には、母といふことになるのであります、これは大體從來通りであります。

これは共同で届出をするといふことが、一番両性の平等の原則からいって適當であるかもしれませんが、これは届出書には必ず父母の氏名を掲げなければならぬことになつておりますので、これは便宜上どちらからでも、むしろいいのではないかと考へて、從來通り現行の七十二條の建前をとつたわけでありま

○石川委員 從來通りであります、なるほど七十二條の父の届出は當然でありますけれども、變つてまいりました現行民法からまいりますと、連名の父母の届出がえつて苦情をなくする一つの方法であると思はれるから、お尋ねした次第であります。

それから三十七條についてお伺いいたします。この五十七條の規定は、捨て子発見の場合における規定なのであります、この場合におきましては、第三項で調書をつくらなければならぬ。その調書がでさうなりましたときを届出とみなすとなつておりますが、この場合には新戸籍が編成されるであらうかといふことをお聞きしたいのであります。

○奥野政府委員 これはその調書が、十五條のいわゆる届出といふことに該當して、これに基いて戸籍の編成をいたすわけでありま

○石川委員 そこで新戸籍がでさうなつてきたといひまして、その後五十



九條の父母が現われまして引取つてまいりました場合には、戸籍訂正の申請となつてくるようでありますが、そうなりますと、すでに作製せられたる新戸籍の運命はどうなつてまいりましょうか。

○奥野政府委員 結局それを廢止してこの新しい父または母の方の戸籍に入れるということが訂正で、その訂正のうちには古いといひますか、調書に基づく戸籍の廢止ということも含んでおるわけでありまして。

○石川委員 この場合においては除籍という關係は、そういたしますと現われないわけですね。

○奥野政府委員 實質は除籍になるわけでありまして。

○石川委員 そういたしますと、戸籍の記載があつた、父が現われてそれを引取つた、そうすると戸籍が除籍といひましてまだ保存されるということになるのであります。

○奥野政府委員 さうなつてまいりまして、今度は訂正といふことはどうなつてまいりましょうか。除籍後に訂正といふ事實が加つて、それが除籍にまわる、さういふ記載方式になるのであります。

○奥野政府委員 普通の戸籍訂正と違ひまして、結局片方に記入して片方を除籍するといふことが、普通にあるものを消して甲乙とかわえるといふのではなくて、一方に出生届によつて父または母の戸籍に記入し、他方において除籍をするという全體がここにいう訂正ということになつておるのであります。

○石川委員 そういたしますと、一旦記載せられました戸籍は、廢棄せられることは全然ないわけでありまして。いかなる場合を豫定してまいりまして、戸籍の廢棄といふことはあり得るでしょうか。

○奥野政府委員 それはないわけでありまして。

○石川委員 それでは今度は第三節の認知についてお伺いしたいのであります。この認知の場合には、男である父の認知の場合の規定はありますが、これは母の認知がどういふふうになるかをお伺いしたいのであります。

○奥野政府委員 この點はやや民法と違ふのであります。戸籍法の上におきましては、母の認知といふことはなく、母の關係は分娩といふ事實によつてきまるといふふうな考へておるわけでありまして。

○石川委員 母が、自分の胎内に子がおりましたときにのみ、生れ出でたときのみ認知といふことができません。將來時間が経ちますと、母が捨子等の場合は認知という方法でもいける、戸籍訂正の方法でもいけるということになりますか。

○奥野政府委員 その場合はやはり出生届といふ形式に戸籍法の上においてはなるわけでありまして。

○石川委員 そうすると、この母の認知という規定が民法には規定せられたけれども、實際これを取扱う戸籍法においては、何ら規定する必要はなかつたのだといふことにお伺いしてよろしいですか。

○奥野政府委員 まつたくその通りであります。

○石川委員 今度は九節に移ります。現行の戸籍法によりまして、診斷書、検査書、検視調書の三つが上つておられます。私わかりませんが、お伺いすることは恐縮であります。まずこの検視調書といふものが八十六條から除かれております。現行法百十六條には検視調書といふ言葉が表われておりますが、八十六條からはこれを除いてあります。特にお除きになりました理由をお伺いしたいのであります。

○奥野政府委員 これは死亡届出に關する様式が全部規定されました關係で、その必要がなくなつて、死亡届出の中にひな形で記入するということになつた關係上、それを落したわけでございます。

○石川委員 從來ありましたものでありますから、いまさらこの概念を明らかにしてお伺いする必要はないと思ひます。なお一層明らかにおきたいと思ひます。検査書といふものと、検視調書といふものは、どういふものであるか。形式等を定めることが法律でまづておりませんか。そうしますと、命令で定めるのか、必要な事項として法務總裁がこれを規定していくのか。それを伺ひたいのであります。

○奥野政府委員 命令といふのは、結局今後司法省令に代つて法務廳令といふことになりまして、その届出書のひな形の中にその形式が定められるわけでありまして。

○石川委員 もう一つ八十七條の讀み方を聴きたいと思ひます。左の者は、その順序に従つて、死亡の届出をしなければならぬ。これはわかりませんが、但し、順序にかかわらず届出をすることができると。この文句は現行戸籍法にもあります。そこでどうしてこれが重複しているかをお聴きしたいのであります。

○奥野政府委員 一應は順序をきめてまず同居人、同居の親族、あるいはその者がやらない場合においては、その他の同居者ということになります。これは結局全體的に見て、一種の届出義務があるわけでありまして、時宜によりこれらの者の中で、順序にかかわらず届出することができると。なるべく多く届出を勵行せしむるためといふふうな考へます。

○石川委員 そうしますと、一段においては順序を定める。第二段においては順序はなくなるというわけですね。今度は百二十條の過料の規定であります。五百圓以下の過料ということが出ておられます。この百二十條が適用される場合は、どういふことになつてまいりましょうか。

○奥野政府委員 これは結局三者全部が届出義務者になつておるわけでありまして、もしこのうち一人でも届出があれば、その他の者は結局過料に處せられないということになるわけでありまして。

○石川委員 私の質問はこれで終了いたします。

○松永委員長 質疑はこれで終了いたしました。次いで本案に對する討論に移ります。石川次郎君。

○石川委員 本案は民法改正に伴い當然制定しなければならぬ法律であります。その内容においても、新民法運籌において必要であり、むしろよくできておると存じますので、私は社會黨を代表して、本案に賛成いたす次第であります。

○松永委員長 中村又一君。

○中村(分)委員 民主黨を代表いたし

まして、戸籍法改正に關する原案は、改正民法の實體身分法の裏づけとして、當然適正なる法案として現われておる次第であつまして、このまま修正などの餘地のない完全な法案として賛成いたす次第であります。

○松永委員長 北浦圭太郎君。

○北浦委員 自由黨を代表いたしまして、全面的に賛成いたします。

○松永委員長 大島多藏君。

○大島(多)委員 私は國民協同黨を代表いたしまして、政府の原案に賛成いたします。

○松永委員長 これにて討論は終了いたしました。これより採決いたします。本案について原案に賛成の方の御起立を願います。

〔議員起立〕

○松永委員長 起立議員。よつて本案は全會一致原案の通り可決いたしました。本日はこれにて散會いたします。午後三時三十八分散會

〔參照〕

戸籍法を改正する法律案(内閣提出)(第一〇〇號)に關する報告書

〔都合により最終號の附録に掲載〕